

専有部分工事に関する遵守事項

専有部分における工事は当マンションにおける管理規約の下、細則が定められています。

工事に関して必ず下記事項を遵守してください。

1. 工事に関して影響を受ける周辺住戸等階下の承認を必ず得てください。
2. フローリング遮音性能はL-45と言われる基準を最低限守ってください。
3. 工事要項(工程表)を管理組合に提出してください。
4. 掲示板に上記事項をわかりやすく工事期間を含めて提示してください。
5. 掲示板に掲示するさい、管理者承認印を押してもらってください。
6. エレベーターの使用に関しては養生を必ず行ってください。
7. 来客駐車場は有料です。使用の場合は細則に従ってください。
8. その他電源等、当マンションの施設を使用する場合は前もって連絡ください。

*フローリングの遮音性能に関してはメーカー名、パンフレット等わかるものを添えてください。最低L45以上、できればL-65以上をお願いします。

..... 切取線

注意事項1. における周辺住戸等階下の承認

**上記事項を遵守しますので当該住戸工事を
よろしくお願ひします。**

- | | |
|-----------|------|
| 1. 工事住戸番号 | 号 |
| 2. 工事内容 | 別紙内容 |
| 3. 工事期間 | 別紙内用 |

上記工事内容を熟知し生活に影響がない限り承認します。

_____ 号 氏名

以上

(当該区分所有者又は工事業者氏名を下記に記入して捺印ください。)